

投資にきっかけ！NISAで始めよう！！

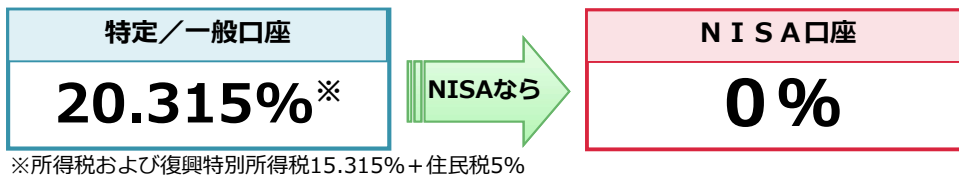
活用していない  
NISAの非課税投資枠は  
ございませんか？

# NISA (少額投資非課税制度)

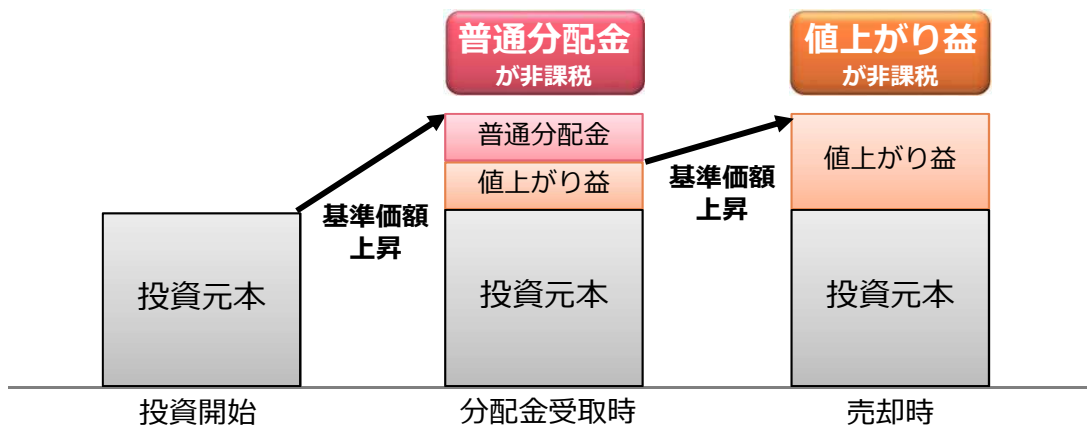
NISAは、平成26年1月1日から導入された「少額投資非課税制度」です。



## NISA 上場株式・株式投資信託等の譲渡所得、配当所得にかかる税率



## NISA 株式投資信託の場合のイメージ図



## NISA 6つのポイント

### 対象

満20歳以上※の日本国内にお住まいの方

※口座を開設しようとする年の1月1日時点で20歳以上の方

### 非課税対象

株式投資信託や上場株式の配当金や売却益等

- ☞ 課税口座からの移管はできません。
- ☞ 損失はないものとされ、課税口座との損益通算はできません。

### 非課税投資枠

新規投資資金で毎年上限120万円

- ☞ 使用しなかった分を翌年以降に繰り越すことはできません。

### 非課税期間

投資開始年を含めて最大5年間

- ☞ 非課税投資総額は、平成32年には最大600万円となります。

### 口座開設可能期間

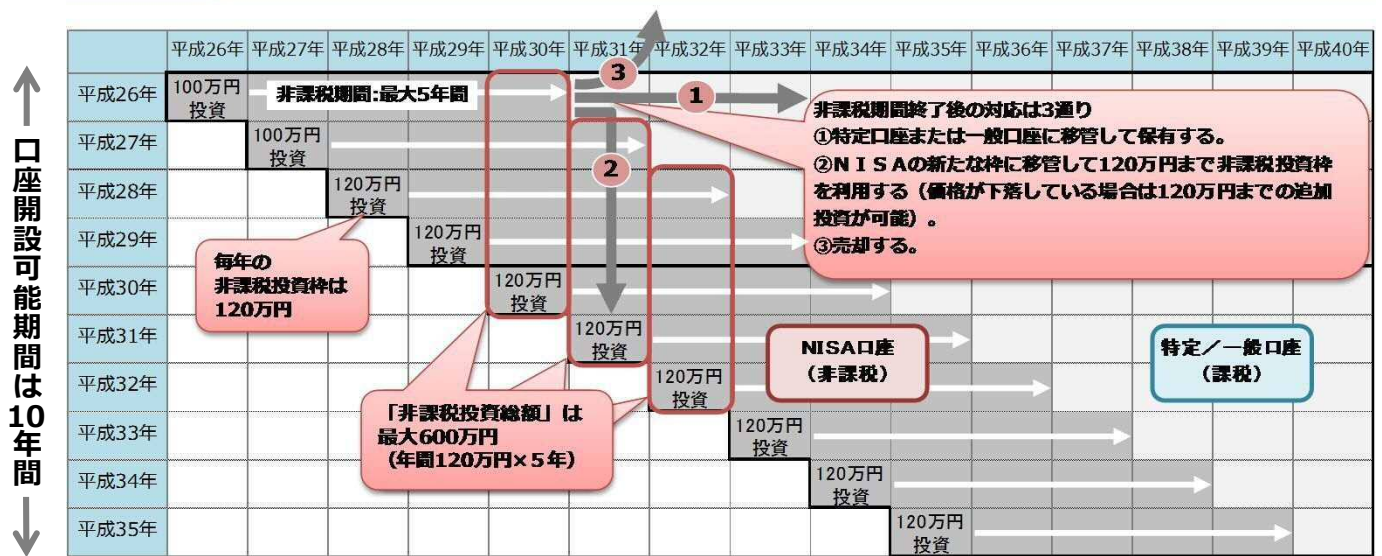
平成26年1月1日から平成35年12月31日まで(10年間)

### 口座開設

全ての金融機関を通じてお一人様1口座のみ

(金融機関を変更した場合を除く。)

# NISA 仕組みのイメージ図



# NISA 口座開設の流れ

- 提出書類**
1. 基準日 (平成25年1月1日) における国内の住所を証する書類 (住民票の写し等)
  2. マイナンバーが確認できる書類
  3. 非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書 等

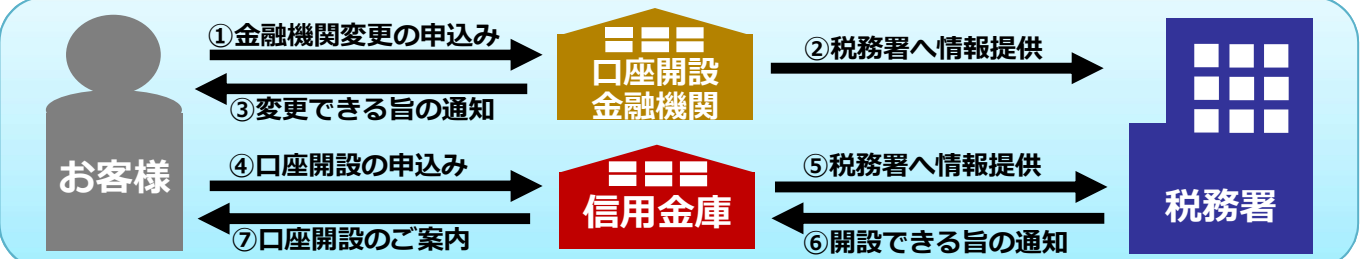


**NISA口座開設済みのお客様**

NISA口座をすでに開設いただいているお客様で、マイナンバーのお届けがお済みでない場合には、平成29年9月29日までにマイナンバーをお届けくださいますと、平成30年分以降の非課税投資枠も継続してご利用いただけます。早めのマイナンバーの提出をおすすめします。  
 ※マイナンバーをお届けいただけていない場合、平成29年10月1日以降、改めて「非課税適用確認書の交付申請書」の提出が必要となります。  
 ※書類等、手続きの詳細は、担当者におたずねください

# NISA 金融機関変更

1年単位で、NISA口座を開設する金融機関を変更することができます。



※変更したい年分の属する年の1月1日以降、変更前の金融機関のNISA口座ですでに買付した場合 (分配金の再投資を含みます。) には、その年分については金融機関を変更することはできません。  
 ※変更手続きは、変更したい年分の前年の10月1日から変更したい年分の属する年の9月30日までに進行する必要があります。  
 ※書類等、手続きの詳細は、担当者におたずねください。

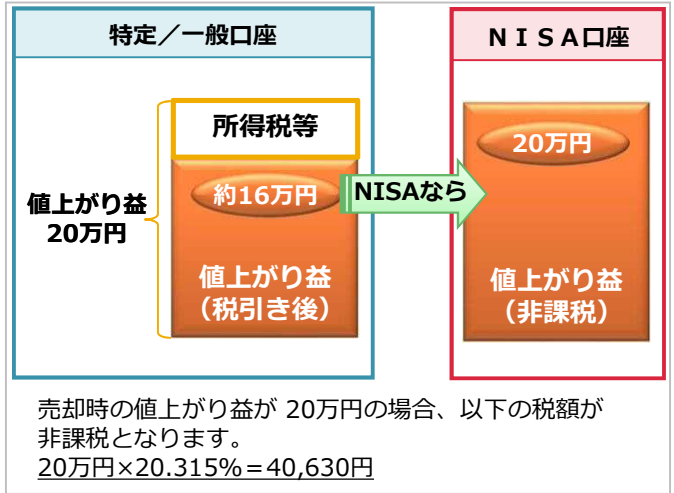
# NISA NISA口座の活用例

## ① 「値上がり益を期待したい！」

売却時に非課税メリット享受

分配頻度が少ないファンド  
(年1回・年2回決算型のファンド)

NISA口座で分配金を再投資した場合、非課税投資枠を使用します。このため、値上がり益を期待する場合には、複利効果が期待できる分配頻度が少ないファンドが適しています。



## ② 「分配金の受取りを期待したい！」

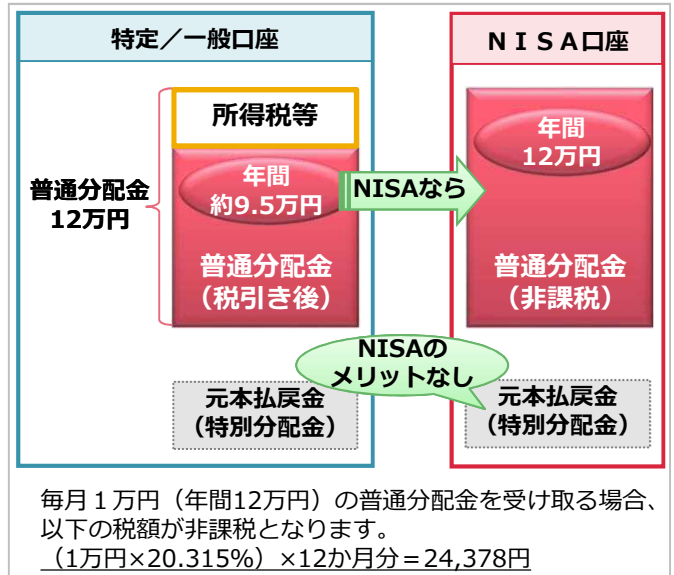
分配金受取時にメリット享受

毎月分配型のファンド

年金などの補完として定期的な分配金の受取りを期待するには、毎月分配型のファンド※が適しています。

※分配金の金額は、ファンドごとに決められた配分方針に基づき運用会社が決定します。運用会社の判断により分配が行われない場合があります。

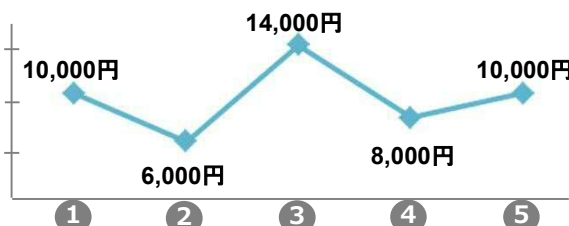
※分配金のうち元本払戻金(特別分配金)については、そもそも非課税であり、NISAによるメリットを享受できないこともあります。



## 定時定額購入取引でNISAを活用！

- 毎月1万円から、自動引き落としで無理なく投資できる！
- リスクを低くする「時間分散」の効果が期待できる！
- 購入するタイミングを気にせずに投資できる！
- 年間投資上限額120万円を有効に活用できる！  
(例：毎月10万円×12か月など)

【時間分散の効果】  
基準価額が高いときには少ない口数、基準価額が低いときには多くの口数を購入します。



例えば、左図の値動きをする投資信託を、毎月1万円ずつ5回購入すると…

累計	平均購入単価
50,000円	8,879円
56,310口	

※手数料・税金等は考慮していません。このシュミレーションは各条件を計算式に当てはめて計算したものであり、実際の投資結果とは異なります。

# NISA Q & A

Q1 平成25年1月1日以降、住民票取得日までに引越しをした場合、「基準日における国内の住所を証する書類」は、どのようにすればいいですか？

A2 現在お住まいの市区町村内での転居のみ	平成25年1月1日時点の住所を証明する「住民票の写し《原本》」をお住まいの市区町村にご請求のうえ、ご提出ください。
現在お住まいの市区町村以外からの転居あり	平成25年1月1日時点の住所を証明する「住民票の除票の写し※《原本》」を平成25年1月1日時点でお住みになっていた市区町村にご請求のうえ、ご提出ください。 ※戸籍の附表の除票の写しでもお手続きいただけます。

Q2 家族でNISA口座を申請する場合は、申請する家族全員分の住民票の写しが必要ですか？

A2 ご家族の方が“同時に”お申込みをされる場合、同一の住民票の写し《原本》に記載のご家族の方であれば、1通の住民票の写し《原本》でご家族様分のお申込みが可能です。詳しくは下記の連絡先までご相談ください。

Q3 金融機関を変更した場合、変更前の金融機関で購入した投資信託はどうなりますか？

A3 金融機関変更前に購入した投資信託は、金融機関変更後も変更前の金融機関のNISA口座で保有することとなります。投資信託を変更後の金融機関に移管することはできません。

## 【投資信託ご購入にあたっての注意事項】

- ◇投資信託は預金、保険契約ではありません。
- ◇投資信託は預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ◇当金庫が取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- ◇当金庫は販売会社であり、投資信託の設定・運用は委託会社が行います。
- ◇投資信託には元本および利回りの保証はありません。
- ◇投資信託は、組入資産等の価格下落や組入資産等の発行者の信用状況の悪化等の影響により基準価額が下落し、元本欠損が生ずることがあります。
- ◇外貨建資産に投資する場合には、為替相場の変動等の影響により基準価額が下落し、元本欠損が生ずることがあります。
- ◇投資信託の運用による利益および損失は、ご購入されたお客様に帰属します。
- ◇投資信託のご購入時には、買付時1口あたりの基準価額(買付価額)に、最大3.24%の購入時手数料(消費税込み)、約定口数を乗じて得た額をご負担いただきます。換金時には、換金時の基準価額に最大0.5%の信託財産留保額が必要となります。また、これらの手数料とは別に、投資信託の純資産総額の最大1.7172%(消費税込み)を運用管理費用(信託報酬)として、信託財産を通じてご負担いただきます。その他詳細につきましては、各ファンドの投資信託説明書(交付目論見書)等をご覧ください。なお、投資信託に関する手数料の合計は、購入金額や保有期間等により異なりますので表示することができません。
- ◇投資信託には、換金期間に制限のあるものがあります。
- ◇投資信託の取得のお申込に関しては、クーリングオフ(書面による解除)の適用はありません。
- ◇投資信託をご購入にあたっては、あらかじめ最新の投資信託説明書(交付目論見書)および目論見書補完書面等を必ずご覧ください。

お問合せ先

## 三島信用金庫



ホームページ <http://www.mishima-shinkin.co.jp/>

商号等 : 三島信用金庫  
東海財務局長(登金)第68号

加入協会 : 加入協会なし

平成29年1月現在

- ・本資料は、信頼できると判断した情報をもとに当金庫が作成しておりますが、正確性・完全性について当金庫が責任を負うものではありません。
- ・本資料は、情報提供のみを目的としたものであり、投資信託・その他の有価証券の売買等を推奨するものではありません。
- ・本資料は、予告なく変更される場合があります。
- ・投資等に係る最終的なご決定は、お客様ご自身の判断で行っていただきますようお願い申し上げます。
- ・本資料の全部または一部の無断複写および無断複製を禁じます。
- ・計算についてはあくまで概算であり、システムや端数処理によって異なる場合があります。

## NISA（少額投資非課税制度）に係る 非課税口座開設届出書等の提出について

当金庫の「非課税口座約款」の「2. 非課税口座開設届出書等の提出等（1）」における「当金庫が別途定める日」（非課税の特例の適用を受けるための各種書類のご提出期限）は、非課税の特例の適用を受けようとする年に  
応じ、原則として以下のとおりとします。

非課税の特例を受けようとする年	ご提出期限
2017年	2017年 8月31日
2018年	2018年10月31日
2019年	2019年10月31日
2020年	2020年10月31日

※本年につきましては、例年より提出期限が早くなっております。